

産業廃棄物処分委託（水環境保全センター等）単価契約に係る仕様書

下水道部施設課

1 委託概要

本業務は、京都市（以下「甲」という。）が別途契約した収集運搬業者（以下「運搬業者」という。）が搬入した産業廃棄物を、受注者（以下「乙」という。）が適正に処分するものである。
なお、業務の施行に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守しなければならない。

2 排出事業所

市内5事業所

鳥羽水環境保全センター	南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1
鳥羽水環境保全センター吉祥院支所	南区吉祥院東浦町1番地
伏見水環境保全センター	伏見区横大路千両松町255
石田水環境保全センター	伏見区石田西ノ坪2
ポンプ施設事務所	伏見区北端町78 南区吉祥院流作町

3 委託期限

契約締結より令和8年3月31日までとする。

4 予定数量

予定数量は下記のとおりである。実際の数量は、予定数量から増減することがある。

表-1 産業廃棄物処分予定数量

区分	数量
廃プラスチック類	2,481 kg
廃プラスチック類塩ビ化合物	220 kg
ガラス・陶磁器類	241 kg
級外鉄屑	9150 kg
廃木材	440 kg
合計	12,532 kg

※級外鉄屑とは、錆びや汚れが多く、再生利用に向かないもの、又は鋳物など雑多な種類を含むため再生利用に手間の掛かる鉄屑を指す。

5 提出書類

(1) 業務着手前

- ア 産業廃棄物処分業の許可証の写し 1 部
(廃プラスチック類、ガラス・陶磁器くず、金属くず、木くずに関するもの)

(2) 搬入時

- ア 計量証明証 各排出事業所 1 部

(3) 作業完了ごとに提出する書類

- ア 完了届 各排出事業所 1 部
イ 産業廃棄物処分結果報告書(様式1) 各排出事業所 1 部
ウ 請求書(4号様式) 各排出事業所 1 部
エ 口座振替依頼書【必要に応じて提出】 各排出事業所 1 部
オ その他必要書類等 必要数

6 業務内容

(1) 搬入方法

甲の事業所から排出される産業廃棄物の搬入については、甲が別途契約する運搬業者が、行うものとする。また、搬入は産業廃棄物の種類ごとに行うものとする。

(2) 処分方法

乙は、甲より搬入される産業廃棄物の計量を事業所ごとに行い、適正に処分すること。また、計量を行った際の計量証明証を提出すること。

7 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 乙は、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処分業の許可証(京都市長又は京都府知事の許可証で廃プラスチック類、ガラス・陶磁器くず、金属くず、木くずに関するものに限る。)の写しを、業務着手前に甲に提出しなければならない。
- (2) 乙への産業廃棄物の搬入は、事前に運搬業者と協議した受付時間内に実施すること。
なお、搬入日等を変更する際にも、運搬業者と協議することとする。
- (3) 乙は、搬入日、事業所ごとに搬入重量を明記した処分結果報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

8 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付

- (1) 乙は、産業廃棄物の処分の際、産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を運用しなければならない。
- (2) 乙は、処分終了後、マニフェストに必要事項を記入のうえ、C2票を運搬業者に、D票を甲に提出すること。
- (3) 乙は、処分後物を売却した場合は売却先を、製品化した場合はその旨を記入のうえ、E票を甲に提出すること。

9 請求及び作業報告

事業所ごとに作業が終了した場合には、完了届、報告書及び請求書等を各事業所に提出すること。

10 適正処理に必要な情報等

適正処理に必要な情報等は下記のとおりとする。

なお、情報に変更があった場合は、速やかに書面にて情報提供を行うものとする。

表-2 適正処理に必要な情報等

輸入廃棄物の有無	なし
性状・荷姿	固形 廃棄物の種類ごとに分別した状態でダンプトラックにより搬入
性状の変化	なし
混合等による変化	なし
含有マークの有無 石綿含有産廃の有無 その他取扱注意事項	なし

11 契約の解除

- (1) 甲及び乙の契約解除権は、委託単価契約書第16条～第19条及び特記事項第1条を適用するものとする。
- (2) 甲又は乙が契約解除権を行使した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

ア 甲が契約解除権を行使した場合

- (ア) 乙は、解除された後も、その廃棄物に対する本契約区分に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての収集・運搬若しくは処分、又はその両方の業務を自ら実行するか、若しくは甲の承諾を得たうえで、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- (イ) 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- (ウ) 上記(イ)の場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の廃棄物の収集・運搬、処分又はその両方を行わせるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。

イ 乙が契約解除権を行使した場合

乙のもとにある未処理の廃棄物を、甲の費用をもって当該廃棄物を引き取ることを要求し、若しくは乙の費用負担をもって甲方に運搬したうえ、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

12 雑則

- (1) 本仕様書に明記されていない事項又は内容について疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、決定する。
- (2) 処分数量に 1 kg 未満の端数が生じた場合には、数量を切り上げて請求することができる。
- (3) 乙は、業務の遂行上知り得た秘密情報を他に開示及び漏えいしてはならない。
なお、履行期間終了後及び契約解除後も同様とする。

産業廃棄物処分結果報告書

令和 年 月 日

(宛先)

様

業者名
代表者名
電話番号

印

下記のとおり産業廃棄物の処分を実施したので報告いたします。

排出事業所名					
産業廃棄物の種類	処分量	単位	単価(円/kg)	金額	備考
廃プラスチック類		kg		円	
廃プラスチック類塩ビ化合物		kg		円	
ガラス・陶磁器類		kg		円	
級外鉄屑		kg		円	
廃木材		kg		円	
税抜き合計				円	
消費税及び地方消費税相当額				円	
合計				円	

※処分量に端数が生じた場合は、切り上げた処分量に単価を乗じて金額を計上すること。